

塵芥収集について								
区 分	ごみの種類	保管場所	館内収集業務			搬出運搬処分		
			指定管理	県	市	指定管理	県	市
可燃ごみ	紙くず 板くず プラスチック (柔らかいもの) 台所ゴミ 等	塵芥室	◎			◎		
不燃ごみ	ガラス プラスチックごみ (硬質のもの) 陶磁器 等	塵芥室	◎			◎		
資源物	新聞紙 段ボール・雑がみ ビン・カン ペットボトル 古繊維 等	塵芥室	◎			◎		
有害・危険ごみ	乾電池 電球・蛍光管 スプレー缶 等	塵芥室	◎			◎		
粗大ごみ (一編が50cm～ 2m未満のもの)	石油ストーブ じゅうたん 自転車 等	塵芥室	◎			◎		
医療廃棄物	注射器、ワクチン容器 等	保健センタ ー内			○			○
その他	機密文書	各室内		●	○		●	○

凡例：◎は県及び市施設から排出されるもの

●は県施設から排出されるもの

○は市施設から排出されるもの

搬出運搬処分条件

- ・ 多目的ホール等の催事において排出される塵芥及び再生利用対象物は、催事主催者の責任・費用負担により処分させる。

実績発生量

- ・ 0.7kg/m<sup>2</sup> (令和元年度)・0.9kg/m<sup>2</sup> (平成30年度)

廃棄物の区分

- ・ 本表の廃棄物の区分は、令和2年6月現在のものである。